

## 国土交通省関係

### ○地域建設業経営強化融資制度

公共工事等の請負代金債権を譲渡担保に、低利で融資を受けられます。また、未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります。

<相談窓口>

40の事業協同組合等(連絡先については※を参照)

北保証サービス(株) 011-241-8654

(株)建設経営サービス 03-3545-8534

(株)建設総合サービス 06-6543-2848

(財)建設業振興基金 業務第一部 03-5473-4575

北海道建設業信用保証(株) 011-221-2092

東日本建設業保証(株) 03-3545-5125

西日本建設業保証(株) 06-6543-2944

※制度の概要については、<http://www.mlit.go.jp/common/000131620.pdf> へ。

### ○下請債権保全支援事業

下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します。

<相談窓口>

北保証サービス(株) 011-241-8654

昭和リース(株) 03-6219-1310

りそな決済サービス(株) 03-5640-8695

三菱UFJファクター(株) 03-3251-8392

オリックス(株) 06-4799-5290

(財)建設業振興基金 業務第一部 03-5473-4575

みずほファクター(株) 03-3286-2260

(株)建設経営サービス 03-3545-8562

SMBCファイナンスサービス(株) 03-5444-1522

東京センチュリーリース(株) 03-5209-6740

(株)建設総合サービス 06-6543-2843

※事業の概要については、<http://www.mlit.go.jp/common/000135848.pdf> へ。

## 中小企業庁関係

### ○景気対応緊急保証制度

対象業種である等の要件を満たす中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の保証を受けることができます。

<主な相談窓口> 各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

### ○セーフティネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることができます。

<主な相談窓口>

(株)日本政策金融公庫 東京相談センター 03-3270-1260

(株)商工組合中央金庫 お客様サービスセンター 03-3246-9366

## 地方公共団体関係

各地方公共団体においても、融資制度が用意されています。詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

～ ご相談・ご意見はこちらへ ～

## ○国土交通省

国土交通省各地方整備局等において設置されている「**建設業総合相談受付窓口**」において、各種の融資制度に関する問い合わせ・相談をお受けするとともに、貸し渋り等の金融機関の融資に関する情報を受け付けます。

### <受付窓口>

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>

お近くの地方整備局等にお問い合わせください。

※建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」においてもお受けします。

TEL : 0570-018-240(ナビダイヤル)

## ○建設業協会

(社)全国建設業協会及び各都道府県の建設業協会に設置されている「**建設業総合相談受付窓口**」においても、同様の相談や情報を受け付けます。

### <受付窓口>

(社)全国建設業協会又はお近くの都道府県建設業協会にお問い合わせください。

<http://www.zenken-net.or.jp/list/index.php>

※なお、金融機関の融資等に関する情報等は、金融庁・財務省・中小企業庁の以下の窓口でも受け付けています。

### <受付窓口>

\*「金融円滑化ホットライン」(金融庁) 0570-067755(ナビダイヤル)  
03-5251-7755

\*金融円滑化「大臣目安箱」(金融庁) 0570-052100(ナビダイヤル)  
03-3501-2100

<http://www.fsa.go.jp/meyasu/index.html>

\*「政策金融目安箱」(財務省) 03-3581-4111(内線6324)

<http://www.mof.go.jp/jouhou/seisakukinyu/seikinmeyasubako.htm>

※寄せられた情報は、金融庁又は財務省において、金融機関の検査・監督に当たり、貴重な情報として活用しています。なお、金融機関との個別のトラブルについてのあっせん・仲介・調停、金融機関からの報告内容のご説明はできません。

\*「中小企業金融貸し渋り110番」(中小企業庁)

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081104kikyuhosho.htm>

お近くの経済産業局にお問い合わせください。